

中央区立明石町保育園

(医療的ケア児専用保育室)

令和6年度 入園のごあんない

明石町保育園では、日常的に医療的ケアが必要なお子さん(※)のうち、人工呼吸器による呼吸管理が必要など、他の区内認可保育施設でお預かりが困難なお子さんを、園内に併設された専用の保育室でお預かりします。保育室には保育士のほか、看護師が常駐し、お子さんに必要な医療的ケアを実施します。

(※)医療的ケアが必要なお子さんとは、「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童」をいいます。



申し込み前に必ず保育課保育入園係にご相談ください。

医療的ケアが必要なお子さんの入園等に関する問い合わせ先

【入園手続について】

福祉保健部保育課保育入園係
中央区築地1-1-1 中央区役所6階
電話番号:03(3546)5227・5387・9587

【運営について】

福祉保健部子育て支援課公立保育園係
中央区築地1-1-1 中央区役所6階
電話番号:03(3546)5344

1 概要

(1) 開設日

令和6年4月1日

(2) 施設概要

保育園名	種別	所在地	定員	休園日
明石町保育園	区立	明石町 12 番1号	3人※1	土・日・祝・年未年始※2

※1 定員は、令和7年度に4人、令和8年度に5人(定員上限)へ拡大する予定です。

※2 年未年始は12月29日から1月3日までです。

(3) 保育時間

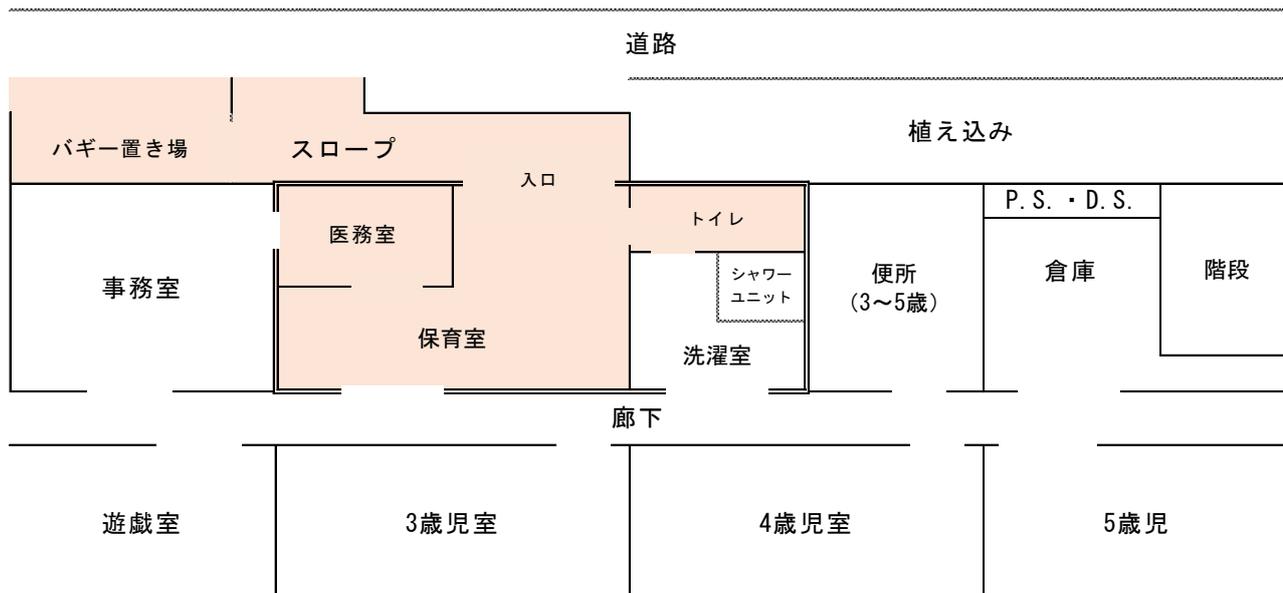
月～金曜日の午前9時から午後5時まで

保育園で保育を行う日と時間は、園長がご家庭の状況をお伺いするとともに、安全にお預かりするために主治医からの意見も求め、上記の保育時間内で決定します。なお、園での送迎は行わないため、保護者の送迎が必要となります。

(4) 保育料(給食費)

基本保育料(給食費)は認可保育園の保育料(給食費)と同額です。詳細は、「令和6年度保育園のごあんない」の70～75ページをご確認ください。

(5) レイアウト(予定)



2 対象のお子さん

申請にあたり、お子さんの保育の必要性の認定（＝教育・保育給付認定）を受ける必要があります。教育・保育給付認定の申請は申し込みと同時に行うことができます。

詳細は、「令和6年度 保育園のごあんない」の11ページをご確認ください。

(1) 対象年齢

2歳児以上から5歳児まで(平成30(2018)年4月2日～令和4(2022)年4月1日生まれ)
※当該年度の4月1日現在の満年齢で対象年齢を満たしていることが必要です。

(2) 対象要件

以下の全ての要件に該当する必要があります。

- ・ 保育の必要性の認定を受けていること。
- ・ 家庭での生活において状態が安定していること。
- ・ 医療的ケアが日常生活の一部として保護者及びお子さんに定着していること。また、その(医療)行為によって状態の変化が起こりにくいと主治医に判断されていること。
- ・ 主治医により集団保育が可能であると認められていること。
- ・ 体位の変換や移乗等で容態の変化が起こらないこと。

(3) 実施可能な医療的ケア

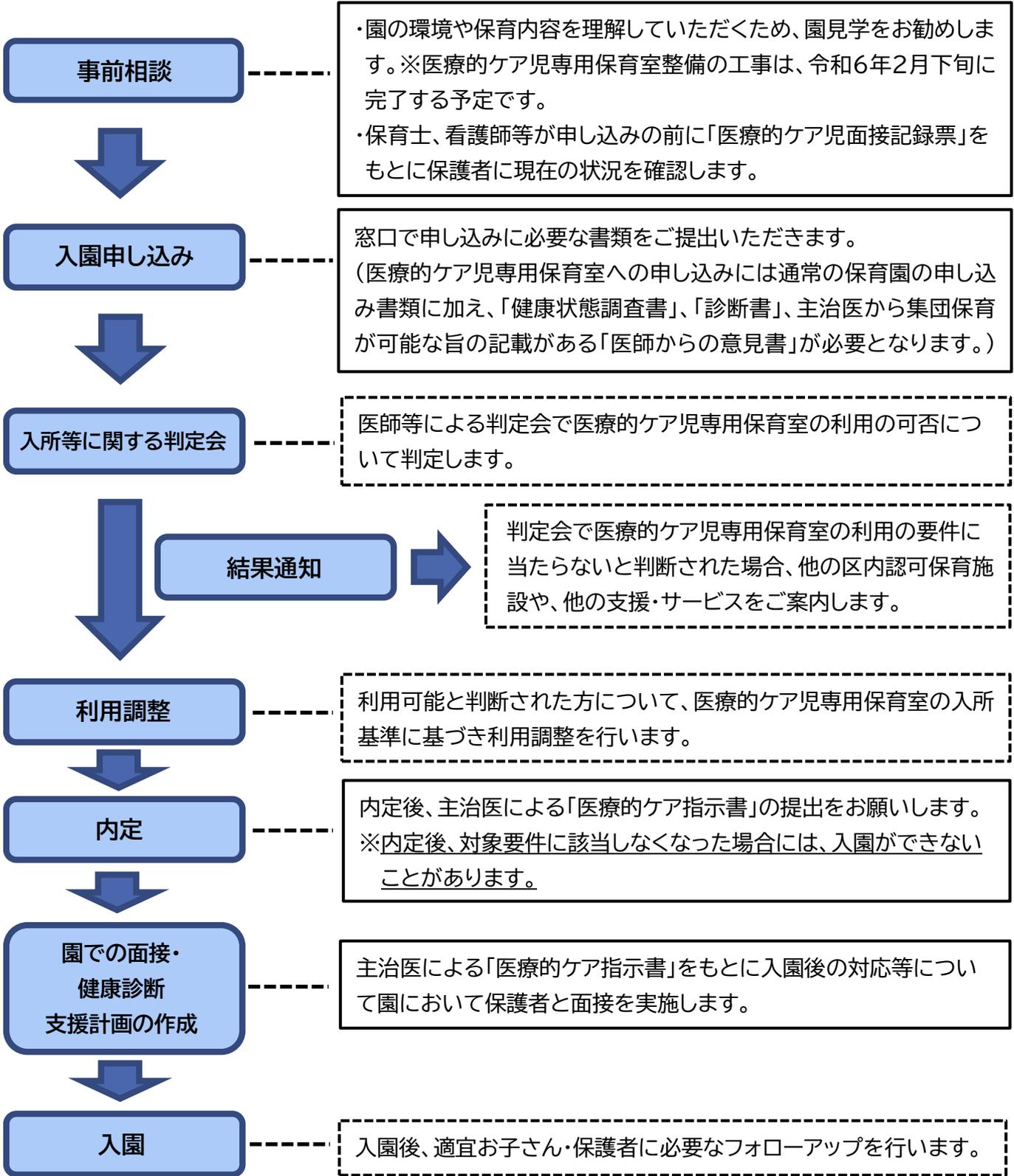
- ① 喀痰吸引(口腔、鼻腔、気管切開部)
- ② 経管栄養(経鼻経管、胃ろう、腸ろう)
- ③ 導尿
- ④ 定時の薬液吸入、投薬
- ⑤ 血糖測定(インスリン注射対応含む)
- ⑥ 酸素吸入(気管切開、鼻腔等)
- ⑦ 人工呼吸器の管理※
- ⑧ ストーマ管理(装具交換含む)

※ 保育園で行える人工呼吸器の管理は以下のとおりです。

- ・ 医師の指示に基づく定時の定型的な呼吸器の脱着
- ・ 人工呼吸器のスイッチ・電源を入れること、切ること

※ 実施可能な医療的ケアに該当しても、内容によって対応できない場合があります。

3 入園までの流れ



※ に記載の内容は保護者で対応が必要です。
 に記載の内容は区が対応します。

4 申し込み期限・結果発表日

(1) 令和6年4月入園の申し込みについて

受付期間(一次申し込み)	結果のおしらせ
令和5年10月2日(月)～ 令和5年11月30日(木)まで	令和6年1月31日(水)頃

※医療的ケア児専用保育室の4月入園の申し込みは、内定後の医療的ケアの実施内容の確認等に時間を要することから、上記の受付期間のみとなります。

(2) 令和6年5月以降入園の申し込み書類の提出について

入園月	受付期間	結果のおしらせ	
令和6年	5月	5月利用は取り扱いません。	
	6月	令和6年 2月19日(月)～3月15日(金)	4月中旬頃
	7月	令和6年 3月18日(月)～4月15日(月)	5月中旬頃
	8月	令和6年 4月16日(火)～5月15日(水)	6月中旬頃
	9月	令和6年 5月16日(木)～6月14日(金)	7月中旬頃
	10月	令和6年 6月17日(月)～7月12日(金)	8月中旬頃
	11月	令和6年 7月16日(火)～8月15日(木)	9月中旬頃
	12月	令和6年 8月16日(金)～9月13日(金)	10月中旬頃
令和7年	1月	令和6年 9月17日(火)～10月15日(火)	11月中旬頃
	2月	令和6年10月16日(水)～11月15日(金)	12月中旬頃
	3月	3月利用は取り扱いません。	

5 提出書類・提出先

(1) 提出書類

明石町保育園医療的ケア児専用保育室の入園申し込みには、「令和6年度保育園のごあんない」の13～19ページに記載がある提出書類に加え、以下の書類が必要です。

※必ず事前にご相談のうえ、申し込み締切日までに必要な書類をすべてご提出ください。書類がそろわない場合は、受付ができません。

- ① 健康状態調査書
- ② 診断書
- ③ 医師からの意見書(事前相談の際に様式をお渡しします。)

(2) 提出先

中央区役所6階保育課保育入園係(中央区築地1-1-1)

※受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。

※お子さんの医療的ケアの内容や健康状態を確認する必要があるため、必ず6階保育課窓口にお越しください。郵送・他施設での申し込みは受け付けすることができません。

6 注意事項

(1) 入園等について

○お子さんの状態や医療的ケアの程度により、他の区内認可保育施設等での受け入れとなる場合もあります。

○次の場合は入園することができません。

- ① 日常的に他のお子さんから隔離をする必要がある場合
- ② 看護師による連続的な容態の観察や処置を必要とする場合
- ③ 判定会等において安全にお子さんをお預かりすることができないと判断された場合(集団保育が不可と判断)
- ④ 判定会において他の区内認可保育施設で受け入れ可能と判断された場合

○入園後に上記①～④に該当した場合には、判定会の判断を経て、休園又は退園となります。

○医療的ケアの必要がなくなった場合は、本専用室は退園(ケアの必要がなくなってから3か月以内)となりますので、他の区内認可保育施設への転園をお願いする場合があります。

○判定会は、専用室への入所の可否及び在園しているお子さんの翌年度の在園の可否の判定を行います。医療的ケアが著しく改善するなどにより、判定会において他の区内認可保育施設で受け入れ可能と判断された場合には、当該年度の3月末日で退園となりますので、他の区内認可保育施設への転園をお願いする場合があります。

(2) 園での医療的ケアの実施等について

○医療的ケアに必要な医療機関に対する診療報酬・文書代等は、保護者の負担となります。また、園における医療的ケアの実施に必要な器具及び消耗品等をご用意いただきます。

○園は医師が記入した指示書に基づき、保護者と手順、内容等を確認の上、医療的ケアを実施します。医療的ケアの内容、薬の種類・量の変更があった場合には、保護者は医師に指示書の記入を依頼し、園にあらためて提出していただきます。

(3) その他

○お子さんを安全にお預かりするために、園と保護者の緊密な連携が必要です。保護者の方におかれましては、園の運営にご理解・ご協力をお願いいたします。